2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「館林瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年二月五日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

館林瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年一月二十九日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　吉田瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年二月十九日　午後二時から

三　場所　富士吉田市立上吉田コミュニティセンター　大会議室（山梨県富士吉田市上吉田四丁目九番十一号）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び吉田瓦斯株式会社（山梨県富士吉田市下吉田六丁目五番一号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「吉田瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年二月五日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「吉田瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年二月五日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

吉田瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

国土調査の成果の認証の公告

兵庫県が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十六年一月十五日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十六年一月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

佐用郡佐用町（大字山田の一部②）の地籍図及び地籍簿

佐用郡佐用町（奥長谷の一部①）の地籍図及び地籍簿

佐用郡佐用町（奥長谷の一部②）の地籍図及び地籍簿

佐用郡佐用町（大字奥金近の一部②）の地籍図及び地籍簿

佐用郡佐用町（大字奥金近の一部③）の地籍図及び地籍簿

佐用郡佐用町（大字西下野の一部②）の地籍図及び地籍簿

佐用郡佐用町（大字大垣内の一部①）の地籍図及び地籍簿

佐用郡佐用町（本郷の一部②）の地籍図及び地籍簿

佐用郡佐用町（大字口長谷の一部①②）の地籍図及び地籍簿

朝来市（羽渕の一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（佐嚢の一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（生野町栃原の一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（岩津の一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（石田の一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（多々良木の一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（生野町竹原野、生野町小野、生野町奥銀谷の各一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（生野町黒川の一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（山東町与布土、山東町森の各一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（和田山町三波の一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（和田山町久世田、和田山町竹田の各一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（和田山町三波の一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（和田山町白井の一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（和田山町和田の一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（山東町大月、山東町柿坪の各一部）の地籍図及び地籍簿